

換湯不換薬

～湯を換えて、薬を換えず～

労働による再教養制度の廃止に関する報告書 〈第2部：労働教養所での人権侵害の形態と個別ケース〉

アムネスティ・インターナショナル

2013年12月



AMNESTY
INTERNATIONAL

〈目次〉

人権行使の処罰に利用される労働教養	1
言論の自由を処罰する労働教養	1
信条を処罰：法輪功への弾圧キャンペーン	2
抗議する家族を処罰	3
権利を求める陳情者の処罰	4
労働教養制度の人権侵害	5
無視される手続き	5
強制労働	5
拷問の温床：「再教育」と「転向」	6
反抗的、あるいは頑強な被収容者への拷問	7
他の被収容者への「再教育」の強要	11
精神的拷問としての、家族生活への脅迫	13
強制栄養と強制薬物注射	14
労働教養所での死	15

人権行使の処罰に利用される労働教養

労働教養制度の対象となる人びとは、数十年前の反革命分子、右派、反社会主義分子などから、最近では当局が「新たな脅威」と見なす人物——民主化活動家、人権擁護活動家、宗教的反体制派、環境保護活動家、インターネットブロガーなど——に移ってきた。そして、性労働者、薬物依存者、軽犯罪者に対する処罰は、相変わらず続いている。1980年代から労働教養所に送りこまれる民主化活動家の数は増え続けており、1989年の民主化運動以来、特に学生活動家が標的となってきた。また、1990年代の人権運動の拡大とインターネットの普及を背景に、人権擁護活動家、ネット市民、環境保護活動家およびその他市民活動家の拘束が目立ってきた。宗教的、伝統的気功運動もその拡大につれ国の監視を嫌う人びとが増え、「邪教」と呼ばれる宗教団体の会員が労働教養制度で罰せられることが増加の一途をたどってきた。1999年に法輪功修練者の弾圧が始まって以来、数多くの人びとが収容の対象となった。また、基督教会も弾圧的になった。2000年代に入り、不当な対応への救済を求めて陳情する動きが爆発的に増えるにつれ、労働教養所に送られる陳情者の数も急増した¹。

言論の自由を処罰する労働教養

次の2人は、重慶市党委員会書記薄熙来に対して批判的ともとれる内容の文をネットに投稿したとして、労働教養所に送られた。

重慶市礼嘉鎮在住の彭洪（Peng Hong）は、ネットフォーラム上の漫画を転載したことで労働教養2年に処された。1975年9月に小さな農村で生まれた彼は、小学校卒業以降は一度として正規教育を受けることはなかった。2009年9月、彭洪はネットのサイトを見ていて、当時人気の漫画に目が止まった。漫画は「保護傘」というタイトルで、当時の薄熙来・重慶市党委員会書記にそっくりな顔が、傘に描かれたものだった。同氏は当時、汚職と犯罪組織を対象とした「打黒運動」を主導していた。

彭洪はその絵に「奇妙な傘！」というコメントを添えて「重慶市天涯」というフォーラムに転載した。すると、パソコンの画面にはメッセージウィンドウが現れ、重慶市公安局インターネット監視部門に説明しに来るよう書かれていた。ある雑誌の報道によれば、彭洪はこのメッセージにすっかり怯えて監視局には行かなかったが、数週間後、公安が自宅に現れ、取り調べのために連行された。彭洪は、その時は事の深刻さに気付かず、弁護士に相談する必要があるとは思ってもよらなかったという。取り調べの間、質問には正直に答えた。薄熙来の「打黒運動」に対する意見を聞かれた際、「社会は公明正大な政治環境を必要としており、そうであればいわゆる黒悪分子などというものが生まれようが無い」と答えてしまったが、これは明らかに薄熙来体制への批判と見なされたのだ²。その結果、2009年に「名誉毀損」の罪で処罰され、重慶市北碚区西山坪の労働教養所に2年間入ることになった。

任建宇（Ren Jianyu）は重慶文理学院中文科を卒業後、市内彭水県郁山鎮に村のリーダーの補佐役として派遣された。彼は微博（中国版ツイッター）上で「薄熙来書記は、“唱紅”運動で中国を文化大革命時代に逆戻りさせている」と非難したため、2011年8月、労働教養2年の刑を受けた。この決定は、任建宇が2011年2月から8月の間に「批判的な言論と情報」を何度も発信し、その言論において「国家の転覆を扇動した」とみなされたことによる。いわゆる「証拠品」の中には、「自由がないなら死んだほうがましだ」という文字が入ったTシャツもあった³。

任建宇は弁護士を雇い、上告を行うことができた数少ない労働教養所被収容者の一人である。上告は、法的措置を求める期限が切れたとの理由で重慶市第三中級裁判所により却下されたが、拘禁15カ月後

には繰り返し釈放された。ソーシャルメディアサイトのみならず、CCTVのインタビューを含む国営メディアにおいてもコメントが殺到し、世論の圧力が加わったことが早期釈放につながったと考えられる。裁判所の判決を受けて政府寄りの環球時報ですら、「任建宇の一件に関する審理を拒否した理由について裁判所が説明したところ、多くの人びとは、任建宇を拘留するというこの問題のある決定に対して地方当局が真に反省をしているのかどうかを問い質した。それゆえ、言論の自由が法律のもとに保障されているのかどうかの問題については、依然として不明確なままである」と報じたのである⁴。

しかし、この2人が労働教養所に拘禁されたのは薄熙来体制下であり、薄熙来の逮捕を契機に2人への対応が好転したことは注目に値する。

信条を処罰：法輪功への弾圧キャンペーン

法輪功は1990年代始めに創設された精神運動体で、仏教および同国の伝統的自己修養法につながりがある。運動体の賛同者数は公式には1999年で4千万人と推定され、中国共産党にとっては脅威であった。当局は法輪功に対し活動の規制や嫌がらせを展開したが、これに対して公然と抗議する修練者が増えてきたため、中国共産党による弾圧はエスカレートした。弾圧が本格化したのは、1999年7月におよそ1万人の法輪功修練者が北京中心街にある中央政府所在地の中南海付近で行ったデモがきっかけであった。その後、党指導部は同団体を「違法」かつ「邪教」として決めつけ、弾圧キャンペーン展開の根拠としてきた。

政府は過去14年間にわたり、法輪功を邪教とするネガティブキャンペーンを展開してきた。刑事訴追をして長期の懲役刑を科したり、法輪功への信奉放棄を拒否する一般の修練者を恣意的に拘束したり、その家族に対する差別や報復を行う等の大規模な取り締まりである。しかしこれらは、公には「再教育による転向」略して「転向」と呼ばれている。

労働教養制度は長年、多くの修練者を収容し、法輪功を弾圧する上で重要な役割を果たしてきた。1999年7月に法輪功への弾圧が始まってわずか1年弱で、数千の修練者が労働教養所に送られた⁵。被収容者のうち法輪功修練者は1労働教養所平均で3分の1を占め、労働教養所によっては全員が法輪功修練者だったという証言もある⁶。

弾圧キャンペーンは党と国家のトップレベルが推進し、通知、規定、決定、司法解釈、指示や意見を通じて実施された⁷。党の指導者たちは法輪功などの「邪教」取り締まりを監督するために「610弁公室」と呼ぶ特別機関を設け、中央から地方の党や政府組織にまで取り締まり執行のための分室を設置した⁸。

こうした政府の政策が、法輪功修練者の虐待に拍車をかけた。2013年、中央当局は法輪功修練者を教育し転向させるという、3カ年計画の新たなキャンペーンにとりかかった。この前には、2010年から2012年までの3年間で費やし、「決戦」と称したキャンペーンを行っていた⁹。キャンペーン中、地方政府は「頭の固い信者」を何人転向させるか、具体的な目標数値を定めた。数値ノルマには、キャンペーン期間が終わるまでに100%転向させるというものや、転向後に再び修練者になる「再犯率」を2、3%に抑えるというものもあった¹⁰。

地方の党や政府の高官、警察や公安関係者、労働教養所の所長や係官、刑務所長やその他関係者にとって、目標の達成はそのキャリアアップに重大な意味を持った。出来が良ければボーナスが弾み、昇進を期待できるが、芳しくなければ降格が待っていた。

一方、弾圧キャンペーンには何万人もの人材を必要とした。普通なら犯罪対策にかかわる警察官が、国民を監視するのみならず、その思想や信条を抑制する職務にかり出されていたのである。

抗議する家族を処罰

李珊珊 (Li Shanshan) は、夫の周向阳 (Zhou Xiangyang) のために上訴したことにより2度も労働教養所に送られた。天津第三勘探設計院で鉄道関係のエンジニアをしていた夫は1999年、法輪功信奉を理由に労働教養1年半の刑を受けた¹¹。拘束中、信奉の放棄を拒否して拷問を受け、刑期を1年延長された。2003年に釈放された後、後に妻となる李との出会いがあった。しかしその年の5月、周は再逮捕された。戸外で他人と法輪功について話したという罪で、9年の刑に処されたのだった。再逮捕までに2人が会ったのは3回だけだった。李は刑務所を訪れ周との面会を申し込んだが、親族ではないという理由で拒否された。そこで、刑務官に「周さんと結婚させてほしい」と申し出た。「氷のように冷たい刑務官たちが、この要望を聞いて面食らっていた」という。法輪功の迫害が始まって以来、多くの法輪功修練者の家庭が崩壊しているが、刑務所が受け付けたとしても、普通それは離婚の申し出だけだったからだ¹²。

数カ月後、刑務所はついにこの申し出を受け入れた。ところが、婚約関係になったにもかかわらず、刑務所側は周との面会を拒否した。その後数年にわたり、李は婚約者の釈放を求めて当局への上訴を続け、周が拘留期間中に受けた拷問に関する申立書の提出についても手助けをした。2005年1月、刑務官から「気をつけた方がいい」と電話で警告され、その後、国内安全保衛局員からは脅迫を受け、尾行もされた。そして、同年4月には15カ月の労働教養所行きを科せられた¹³。

翌年、李は釈放された後も、未だ刑務所で虐待を受ける周のために上訴を続けた。周は1年のハンストと2度の病院搬送を経て2009年7月28日、病気治療のために保釈された。

2人は晴れて結婚することができ、すこしずつ生活を立て直し始めた。夫はエンジニアとして働いた元の職場を解雇されており、どこへ行ってもエンジニアとしての仕事は得られなかった。そこで夫婦は大きなスーパーマーケット内に小さな店を開き、少額ではあるが定期的な収入を得ていた。

しかし、それもつかの間、2011年3月5日、国内安全保衛局員らに家宅捜査をされ、法輪功関係書物や現金1万3千元(約21万7千円)、1万元(約16万7千円)相当の所有物が没収された。さらに、病気治療のために保釈されていた夫は刑期9年が未了だということで、再度刑務所に戻されてしまった¹⁴。妻の李は2011年6月26日、「若い夫婦の苦難：待つこと7年、不当に投獄された9年」と題した公開書簡を海外のウェブサイトに投稿した。「愛の物語だ」と李は言う¹⁵。同年10月29日に再度拘束され、労働教養2年の刑を科され、石家荘市にある河北省女性労働教養所に収監された。家族との数少ない面会の際、李は「信条の放棄を拒否したため刑期を延長するぞ」と脅かされていると話したという¹⁶。

2013年11月8日は、李が釈放される日だった。施設の外には、李の故郷である河北省唐山市から来た警察官4人が待ち構えていた。李を拘束し、連れ去ろうということだったが、労働教養所の表門に集まっていた100人ほどの支援者が李の周りを囲んで盾を作り、警官たちを寄せ付けなかった¹⁷。

権利を求める陳情者の処罰

陳情者とは、えん罪などを正そうと活動し、中国共産党や政府当局に直接陳情する人びとを指す。これには、書簡や電子メールなどによって申し立てる「信訪」制度や、直接出向いて申し出る「上訪」制度があり、申し立ては中国の歴代王朝が残してきた伝統である。この制度により、民衆は揉め事や不正などの解決を皇帝や高官に求めて申し立てることが許されている。中国共産党もこの制度を1949年に定め、1982年に公布、施行された憲法によっても陳情する権利が保障された¹⁸。「信訪」を受け付ける「信訪弁公室」は、中央・地方政府や主要な党機関すべてに設けられている。

政府によると、陳情者数は1990年代初めから徐々に増えている。2000年代初頭には、年間数千万の陳情書があらゆるレベルの「信訪」事務所に提出されていると推定されている¹⁹。地方裁判所やその他の関係機関が処理を適切に行わなかったり、問題解決の能力の欠如やそもそもが解決する気が無かったりなどして、人びとは陳情制度を使って苦情を申し立て、正義を求めることになる。

しかし、この制度はほとんど成果をあげていない。「信訪弁公室」は業務遂行能力に欠け、ほとんどの役人は陳情者が持ち込んだ問題を解決する意欲などなかった。ある調査統計によれば、北京に陳情に来た農民の中で、陳情制度によって問題の解決を得たのは0.2%にすぎなかった²⁰。最初の段階で救済が得られなければ、ほとんどの陳情者は何カ月あるいは何年もかけて、政府のより上のレベルに対して陳情していく。そのため、陳情者の総数は大きく膨らむのである。

中央政府は、表向きには市民に対して陳情制度の利用を奨励してきた。しかし、実のところは正当な対応を求めて首都に押しかける貧民、ホームレス、怒れる農民の集団を歓迎していなかった。中央政府は、陳情者が北京に赴くのをどれだけ効率よく防いだか、北京に行った陳情者をどれだけ早く効率的に地元に戻したか、などで点数を加減して評価する制度を導入し、北京に押し寄せる陳情者数を抑制することを、地方政府の責任や行政評価の基準とした²¹。

地方政府は「異常な陳情」を禁止する通知を出すとともに、労働教養所内において「スローガンを叫ぶ」「陳情内容を書いた服を着用する」「陳情内容に関する資料をばら撒く」「座り込みをする」等の行為をした者に対する各種の処罰の方法についても、明確な指示を出したのだった²²。

これらの政策は、陳情者に対する殴打、恣意的拘禁、拷問などの虐待、家族への脅迫や強制失踪などの深刻な人権侵害を助長してきた。多くの陳情者が労働教養の刑を科せられたり、「黒監獄」に入れられたりしてきた。かたくなな陳情者ほど「異常な陳情者」と呼ばれ、とくに標的になりやすかった。

中央政府は陳情を取り締まる役人の昇進欲を利用した陳情抑制手法の改善に乗り出し、人事考課に異常陳情者数を使った「陳情者ランキング制度」を見直した地区があったという。しかし、地方政府の行動を見る限り、特にこれといった成果が出ていないようだった²³。

労働教養制度の人権侵害

無視される手続き

被収容者の証言によると、収容所の警官や刑務官らはしばしば、本来とるべき手続きに違反して、被収容者の基本的権利を侵害している。その権利とは、家族が収容した事実を知ることや、家族との定期的な面会、弁護士との接触などであった。警察は、被収容者の署名がなされた決定通知書を作成する必要があるが、警察がこの決定通知書を出さないことは常態化しており、労働教養所に送致されてから渡されることすらある。

警察は、労働教養所送りの家族への連絡を何カ月も放置することがある。アムネスティが聞き取りした多くの人びとは、「労働教養所に送致された後、家族は何の情報も得られないままひたすら捜しまわっていた」、「送致後に弁護士を雇っても無駄だ」と語った。多くの人びとは、どの弁護士も政治的に敏感な問題は受けてくれないと思っている。労働教養所に非協力的であったり、政治的な色がある、厄介者とみなされたりすると、例え弁護士を雇えて連絡を取ろうとしても、当局から常に妨害を受けることになる。被収容者が労働教養所送りの判決に対して上告しようとする、労働教養所の守衛や警察の壁が立ちはだかる。筆記用具を貸そうとしないから、書類が作成できないのである。

強制労働

囚人に仕事をさせること自体は強制労働にはあたらない²⁴。しかし、労働教養所被収容者においては、仕事を強いることは間違いなく強制労働にあたる。上述したように、被収容者は合法的に拘禁されたものではなく、起訴も、判決も、正当な手続きを経た処理がなされないままに恣意的に拘禁されたのであり、国際法に基づけばこれは非合法的な監禁である。さらに、被収容者が仕事を課される特異な状況は、搾取的で容赦なく、決して合法とみなすことはできない。

公式説明によれば、労働教養制度は行政刑罰ではなく、社会秩序を守り、犯罪を減らし、軽犯罪者を矯正するものとされており、これは、労働が矯正に役立つという中国の伝統的な刑法哲学を反映したものだ、としている。また、労働教養所を一種の「強制教育と矯正」と見なし、被収容者は1日3時間以上の法律と政治教育を受けなければならない、さらには、被収容者をしばしば学生あるいは実習生と呼び、職業教育を施しているとさえ主張しているのだ²⁵。

このような説明は、被収容者が経験した現実からはほど遠い。良い時ですら1日に少なくとも10時間の労働が課され、休みは週1日、日常的には毎日12時間から14時間の労働を強いられ、時には20時間、あるいはノルマを達成するまで働かされることもある。

被収容者が製造する物品はさまざまだが、多くは櫛、ネックレス、箸などの家庭用製品、そして子ども服、軍服、ウエディングドレスなどである²⁶。その多くは輸出されるため、強制的な労働の場である労働教養所にも最近、大規模な工業生産制が導入され、利益を求めようになっている。その結果、生産ノルマと利益目的の圧力が、長時間労働に拍車をかけている²⁷。非人道的かつ屈辱的な労働条件は、ノルマを達成出来ない被収容者が虐待を受ける原因となっており、そういった被収容者は、監督者の命令を受けた他の被収容者に殴打されることもある。

拷問の温床：「再教育」と「転向」

焦健（Jiao Jian）はある日、20人ほどの警官にアパートのドアを破ってなだれ込まれて家宅捜査を受け、法輪功の出版物を没収された上、「なぜ法輪功をやるのか」と問い正された。焦健は当時、中国最大級のインターネット会社である搜狐が広州に設立した華南支社で支社長をしていた。その彼女は、警官にこう答えた。

「私は他人に害を与えたりしたことはない。問題行動も起こしたこともない。国家が私の考えを規制することはできない。関与できるのは、行動だけだ」²⁸

それが焦健の考え方であり、そこには世界人権宣言第18条に明記されている、思想、良心、宗教の自由の権利の本質が集約されており、宗教、信念を表明する権利も含まれているのである。しかし、中国政府はこの問題に対して異なる立場をとる。国民の行動だけではなく、思想や信仰を管理することが、長年の優先事項であった。中国政府はインターネットや情報流通の規制に大規模な投資をし、宗教団体、政治団体を教義と組織の両面から管理、抑制してきた。党と政府が社会に関わるとき、そこには普遍的に「思想工作」というものが存在するのである。

労働教養所では、実際に行われる再教育よりも労働の方がはるかに多かったと、多くの元被収容者が述べているものの、少なくとも政府の認識としては、拘留所などの拘禁所と同様に労働教養生活の中において、再教育は重要な役割を担うものなのである。

再教育は、被収容者が労働教養所に到着した直後から始まる。労働教養当局は通常、新入りの被収容者に対し手厳しい「入所教育」を行う。その一環として、被収容者は毎日、しばしば長時間にわたる「学習活動」に参加するのである。そこで、彼らは皆の前で自分の行為を批判し、他人の批判を受け、中国共産党の資料、指示、関連する政治的教義を学び、通常、当局に対し従順かつ協力的な態度を示す。思想工作と学習活動によって、被収容者は中国共産党へ政治的忠誠を示し、自分に対する党の「関心」と「配慮」に感謝することを求められる。このプロセスは、被収容者を肉体的、心理的、感情的に打ち砕く意図があり、拘束される理由となった信念、主義、行為を無理やり放棄させることを目的としている。

被収容者が協力的で従順な態度を示すにはまず、グループで行う思想工作集会で、自分の「罪」とこれまでの「過ち」を皆の前で認め、自己批判をする。新人は決まって数多くの文書を書かされる。その中にはそもそもそこに送られる原因となった自分の信条や行為をすべて放棄あるいは改めることに同意する誓約書がある。陳情者は、個人的な不満の申し立ては誤りで、違法な申し立てであったことを認め、金輪際陳情はしないことに同意させられる。法輪功修練者は、法輪功への信奉と修練を放棄し、法輪功に関わるすべてと縁を切り、当局と協力して法輪功を批判することが要求される。政治活動家、民主主義提唱者、人権擁護者らは、民主主義についての文章を書くことも、他人の人権を擁護することも、すべて違法行為とみなされ、こうした行為の放棄を誓約させられる。

法輪功修練者は特別にくどくどしく長い文書を書くように求められる。時には、誓約書に加え自分の行為を批判した「自己批判文」、いかにして過ちを犯し、自己の行為をこれからどのようにして正していくのかを述べた「始末書」、自分の不正行為を明らかにし、自分自身と法輪功の教義、精神的指導者を批判する「暴露と批判文」、法輪功に関わるすべてと関係を断ち切り、糾弾することを誓う「決別書」の5種類に及ぶこともある。

「上辺だけを取り繕うのは許されない」と焦健は言う。「真に転向したことを証明するには、法輪功を本気で罵倒する必要がある。ありとあらゆる、聞くに耐えないことを言い、中国共産党に救われたことに感謝しなければならない。その上、それらをビデオに撮られ、当局の宣伝活動に利用される」²⁹

「再教育」過程に協力的な被收容者は、早い時期から通常労働の日々が始まる。とはいえ、しばしば夜遅い「学習活動」への参加を求められ、「自己批判」などのさまざまな文書を定期的にかかされる。

反抗的、あるいは頑強な被收容者への拷問

中国は拷問等禁止条約の締約国である。したがって、いかなる状況でも拷問などの虐待は行わず、拷問を犯罪とし、すべての申し立てを調査し、その加害者を裁判にかけ、犠牲者の救済を行うことなどが義務となっている。

国際法でいう拷問や虐待の禁止は、条約等の規定する範囲に限られるものではない。「拷問などの残虐、非人道的もしくは品位を傷つける取り扱いや刑罰の禁止は、絶対的である（人権法においても紛争法においても、条約か慣習法かを問わず、禁止の例外は認められない）。言い換えるなら、国際法は拷問などの虐待を禁止している。場所、時間、対象者を問わない」と専門家が著している³⁰。

労働教養所当局に対しては、法輪功修練者の「転向」者数のノルマなど「再教育」によって数多くの被收容者を服従させるよう上からの強い圧力がかかる。この圧力が、国営メディアによるこの種の多くのグループの構成員の人格否定報道とあいまって、拷問などの虐待を許すような雰囲気につながっている。

ほとんどの被收容者にとって、「自己批判」や「誓約書の作成」などの「思想工作」や「学習活動」は、屈辱的で人格を傷つけられる経験である。これは、労働教養所の規則によって被收容者が従うべき行動規範をはるかに逸脱している。当局が求める従順な態度や意思表示を強制することにほかならない。これは、しばしば大変屈辱的で自己否定的なものとなる。

とりわけ自分の意思や宗教観、政治観に強い信念を持っているほど、「再教育」過程は、堪え難い精神的拷問となる。自分の信念や正義を捨てるだけでなく、それらを強く批判し、誹謗することを強要されることほど苦痛なことはない。多くの人びとにとってそもそも労働教養所送りになったのは、当局が違法と見なす行為の放棄を拒否したことにある。この精神的拷問は、「身体的拷問よりずっと過酷だった」と話す人は多い。虐待から何年も経過してはいるが当時の様子を思い起こす時、証言者たちは激しい苦悶の表情を浮かべた³¹。

「再教育」過程に非協力的な被收容者は、拷問などの虐待を受け、それは次第にエスカレートする。最初は、睡眠を奪うなどの「軽い」ものから始まる。長時間、座らされ、または立たされる。日常では当たり前、シャワー、朝昼晩の食事、時間通りの睡眠、運動、家族の面会、郵便の受け取りなどの行動・習慣を奪われ、歯磨き、石鹸、シャンプーなどの日用品必需品を買うこともできなくなる³²。

依然として非協力的で、罪の告白、誓約書の記入、転向などを頑なに拒否していると、拷問は次第にエスカレートする。殴打、独房監禁、24時間の監視、他の被收容者との会話の禁止、食事内容の悪化などが待ち受ける。さらに拒否を続けると、システムチックに継続的な拷問や虐待を受けるようにな

り、それも次第に激しくなる。公に中国共産党を批判したり、国外へ虐待を訴えたりすることは、特に過酷な拷問の対象となる³³。

労働教養所での拷問や虐待の方法はいくつもあった。「拷問台」、「虎のベンチ」、水責め、不自然な体位、電気棒などでの殴打、得体のしれない薬物注射などがよく知られている³⁴。「拷問台」は、靱帯、腱、関節などを数時間から数日間、伸びるだけ伸ばされて縛り付けられるため、身体内部に損傷を受ける。犠牲者は、この種の拷問が、最もつらかったと語る。「虎のベンチ」では、ベンチの上に両足を伸ばして座り、両足をベンチに縛り付け、ふくらはぎとベンチの間に煉瓦を差し込み徐々に積み上げ、膝が曲がる方向とは反対方向に無理やり曲げさせる。これは身体を無理やり不自然な方向に曲げさせる拷問の一つで、関節と腱を砕き、筋肉を損傷させるが、外見上はそれとわからない。

沈麗秀（Shen Lixiu）は、南京市の開発事業の影響で経営するカラオケ店を取り壊され提示された補償額が、事業投資額の2割にも満たなかったため、北京の中央政府に直接陳情に赴いた。その結果、地元当局により1年間の労働教養所送りにされた。所内では、訴えを取り消さなかったため、拷問などの虐待を受けた。

米国のナショナル・パブリック・ラジオ（NPR）のインタビューで、沈は次のように語った。「夜になると皆は布団に入る。私だけは小さな椅子を与えられ、その上に立たされる。床に落ちると殴られる。当局の代わりに麻薬中毒患者や売春婦に殴られる」。殴打で前歯を4本失った。絶え間ない脅迫と拷問に耐えかねた7カ月後、補償額について当局との当初の同意書に署名した³⁵。

遼寧省本溪市の陳情者、屈美玉（Qu Meiyu）は、夫が職場で怪我をし、その補償を要求して陳情したため、馬三家女性労働教養所で激しい拷問を受けた。電気棒での殴打、長期間にわたる1日2時間の睡眠、24時間の監視、他の6人の被収容者からの殴打などを受けた³⁶。収容されているとき、守衛に「お前の夫は死んだ」と言われたが、嘘だった。当時の他の被収容者たちは、屈美玉が何日も泣いていたことを覚えている。

遼寧省瀋陽市張良杖の農民、劉華（Liu Hua、52歳）は、2011年1月、馬三家労働教養所に収容された。彼女の「罪行」は、夫の岳永送（Yue Yongjin）とともに地元の公務員の汚職を暴露したことであった。汚職を通報した後、劉と岳は地元の当局者から殴られるなどの迫害を受けた。この後の10年間、彼女たちは家に帰ることができず、拘留所や公安局、労働教養所に監禁されることとなった。警察に拘束されたのちも、劉は「自白」することなく、身に覚えのない罪も認めず、陳情を止めることも拒否したため、馬三家労働教養所に送られることになったのである。拘留所に入ったとき、劉は警官に言われた。「自白しないと、労働教養所送りになるぞ」と。劉にとってこれは「ぞっとする」言葉だった。

「彼らは私に、罪を認め、北京での陳情を止めるという書面での誓約を求めた。彼らは私に自白を強要した。でも私はそのような誓約は一つも書かなかった。そんなことをするなら、死んだ方がまだ。私は村民の権利を守ろうとしたのであり、何も間違ったことはしていない。彼らは腐敗しているにもかかわらず、英雄のような扱いを受けていた。私たちは彼らについて通報したために、囚人となったのだ」³⁷

彼女は抵抗したために馬三家に送られ、夫は3年間沈新労働教養所で過ごした。馬三家労働教養所でも劉は協力を拒み続けた。あるときは大隊長の月例報告への署名を拒んだため、大隊長は班長である趙蘭（女性）に劉を殴らせた³⁸。

「班長は私を殴りだし、髪を引っ張り、洗面器で、それが割れるまで頭を叩いた。また、プラスチックの椅子でも叩き、その椅子も壊れてしまった。私が気を失っても頭を靴で蹴ったり、ラジエーターに頭を打ち付けたりした。頭にこんなに大きな瘤ができた。翌日は、頭全体が腫れ上がり感覚が麻痺していた」

劉は抵抗したため、2011年には面会がすべて不許可となった。また、自分の預金口座へのアクセスも認められなかったため、食料や石鹸、トイレットペーパーといった基本的な必需品を買う金もなくなった。

過去に労働教養を受けた記録があり、当局によって手に負えない継続的な「反抗者」とみなされた者は、2度目以降に労働教養所に送られた場合、到着するや否や拷問等の虐待を受けることがしばしばであった。

北京の法輪功修練者、劉桂芙（Liu Guifu）は、2度、北京の労働教養所に送られ、いずれでも拷問を受けた。2度目に北京市女子労働教養所に送られたときには、当局はすでに彼女のことを知っており、2005年4月25日に労働教養所に到着するとすぐに、拷問が始まった。

「2度目に労働教養所に到着するとすぐに、彼らは私の睡眠を妨げた。椅子に縛り付けられ、トイレに行けず、水も与えられなかった。ずっと座らされていたので、お尻の皮膚は壊死しはじめた。ちょっとでも動く殴られた」³⁹

転向を拒んだため、拷問や虐待が激しくなったという。そのような虐待は、「包夾」（手先）と呼ばれる、反抗的な被収容者を殴るために特に訓練された被収容者によっても行われた。

「包夾が、糞便やトイレの水をわたしの口に入れた。シャワーを浴びることもできず、私の頭には虫がわき始めた。そのうち私は、食料の中に薬物が入れていることに気づいた。これは長期間続いた。薬物のせいで正気を失い、妄想に取りつかれるようになった。両足はひどく腫れ上がり、吐き気がし、しょっちゅう戻した。守衛が窓を開け、『気が違ってきたのなら、窓から飛び降りれば良い』と言ったこともある」⁴⁰

劉によれば、数カ月にわたり無理やり薬物を摂取させられたために、寝食に異常をきたすようになったと言う。

「釈放予定日の4カ月前から、私は眠れなくなった。これは何年にもわたる迫害と薬物のせいだと思う。あるとき突然、私は食べることができなくなった。食べても戻してしまう。10日で7.5キロもやせた。労働教養所の人々は、私が死ぬものだと思っていた。彼らは私に、釈放の日まで死なないでほしいと言いつづけた。釈放前には私に死んでほしいしかなかったのだ」⁴¹

北京出身の法輪功修練者、張連英（Zhang Lianying、52歳）は、労働教養所に3回送られた。黒竜江省の佳木斯女子労働教養所、北京市女子労働教養所、遼寧省の馬三家女子労働教養所の3つの労働教養所に、2005年から2011年の間に6年以上収容された。加えて、10カ月間を北京労働教養調遣処で、さらに何カ月もの間をさまざまな「洗脳センター」、拘留所、公安局で過ごした。彼女の事例は、とりわ

け頑強な被収容者に対して加えられる拷問その他の虐待を明らかにしている。彼女は、法輪功の修練と信条の放棄を一貫して拒否し、法輪功修練者の虐待の現実を公表し、2007年の欧州議会での中国の人権についての審議で、出席はしなかったものの、証言を提供した⁴²。

彼女によると、2008年の北京オリンピックに先立ち、北京の法輪功修練者が一斉に拘束され、彼女は同年7月14日に馬三家労働教養所に入れられた。労働教養所に到着した時、同所の当局者はすでに彼女のケースについてよく知っていた。教養所に到着するや否や、「法輪大法はすばらしい」と叫んで反逆の意思を露わに示すと、直ちに拷問が始まった。10数人もの警官に取り囲まれ、建物の中に引きずり込まれ、手錠をかけられ、鉄製の寝台につるし上げられた。

「男の守衛が私の顔を手錠と拳骨で繰り返し殴った。彼らは私の口をこじ開けようとした。……金属のひしゃくで代わる代わる口と歯を強打した。口から血があふれた。男女の守衛が髪の毛をつかみ、頭を壁とテーブルに打ち付けた」⁴³

北京市女子労働教養所での出来事について、張は次のように語る。

「思い出すだけでもぞっとする最も辛い記憶は、鼻と口が長時間繰り返しふさがれたせいで息ができなくて、失禁してしまったことだ。何カ月にもわたり、私はこのような拷問を繰り返し受けた。彼らは私に息をさせないように、濡れたタオルで鼻と口を覆った。……苦痛があまりにひどいので、私は自分が爆発するような気になった。体が全体的に不調で、足も引きずるような状態だったが、やがて失禁してしまった」⁴⁴

張は転向を拒否し続けたので、労働教養所に収容されている間を通して、ほぼ絶え間なく拷問を受けた。北京市女子労働教養所では9回にわたり、警官が彼女の首をロープできつく絞め、呼吸をし酸素を摂取することを制限し、頭をひどく殴った。2007年3月20日には、このような拷問を受けた後に、脳内出血で病院に運ばれ手術を受けた。手術後、こん睡状態に陥った。

張は馬三家では、1日から3日続く拷問台の拷問を20回以上受けた。拷問台ではしばしば裸にされ、期間中ずっと飲食や睡眠が認められず、トイレに行くこともできなかった。また、床掃除に使った汚水の入ったバケツに繰り返し頭を沈められ、息ができず気を失いかけたこともある。何度か溺死させられそうになったこともある⁴⁵。

また労働教養所の警官は、精神的な拷問も行った。

「独房にいたある晩、母親を求めて大声で泣き叫ぶ子どもの声のレコードが一晩中流された。あまりに大音量で、とても眠れなかった。当局は私に小さな娘がいることを知っていた」⁴⁶

中国の法令では、同じ「犯罪」で、個人を何度でも労働教養所に送ることができる。このため、信念や行動を捨てなければ、何度も労働教養所に送られた。また別の形態での恣意的拘禁を受けることもある。「罪」や「不正行為」を認めなかったり誓約書に署名しなければ、釈放されても自由にはなれない。別の施設に送られるなど迫害や拘禁は続く。

その結果、多くは家に戻らない道を選び、逃亡生活を続ける。頻繁に居場所を変え、家族とも会えない。

労働教養所によっては、被収容者の拘禁終了時に発行する満期出所を示す文書を渡さない。警察がこの書類の無効を宣告したり、釈放時にすぐに回収することもあった。労働教養を終了したばかりの人の再拘束を妨げるものはほとんどないにしろ、書類を無効にすることで、警察の手間はいつそう省けると考えられた⁴⁷。610 弁公室の職員や地元警察が、再拘束をするために労働教養所の門前で待ち構えている場合もある。

他の被収容者への「再教育」の強要

労働教養所では、非協力的で反抗的な被収容者に対する思想工作や再教育を従順な被収容者に担わせるという、巧妙な統制・管理方法を当局が作り出していた。

政治囚は、薬物中毒者、性労働者、軽犯罪者らを「普教」「普通労働教養人員」と呼ぶ。この「普教」は常時、労働教養所の看守や警察官の命令下で、政治囚の監視役・教育役を務める。特に、誓約書の記入や再教育に非協力的な政治囚を相手にする。1日24時間も監視し、さまざまな制限や罰則を加えることを命じられている。例えば、反抗的な被収容者を眠らせない、苦痛の伴う姿勢を強いる、その他の物理的、精神的な拷問や虐待などである。労働教養所当局からすると、法輪功修練者は隙を見ては厳禁としている瞑想修行をしようするため、特に常時の監視が必要である⁴⁸。被収容者の中には複数の「普教」が割り当てられることもあるが、特に「頑強」な者にはあてがう監視人数を増やすこともある。

被収容者には複雑な等級制度が存在し、当局に従順な被収容者は、収容期間の短縮、いい食事や生活環境などの特権を与えられる。多くの収容所では、「大四防」または「大室長」と呼ばれる者が、グループ分けされた被収容者たちの最上位の頭目である。特権を与えられ、特別扱いを受ける。数名の「四防」を助手にする⁴⁹。各監房には房長である「室長」がいる。さらに何人かの被収容者は、非協力的な被収容者を1日24時間監視するなどする「坐班（パートナー）」の役割を当てられる。また「打手」とは、殴打を専門とする被収容者だという。

頑強な法輪功修練者や陳情者に誓約書を書かせる役割を担う被収容者は、収容所内でできる方法であれば拷問や虐待の手段は問われない。前出の劉華によると、馬三家第2大隊では、被収容者の中に、さまざまな種類の管理と規律の担当を割り当てられる4人の「四防」がいた。宿舎の規律、食堂の規律、菓の提供、被収容者が書く課題作文の修正などの担当があった。これらの役割を得るために、「四防」は7～8万元を支払わされたという⁵⁰。

被収容者を殴打する役割の「打手」と「包夾」は、労働教養所の警官や所長の直接の指示で動き、警官や被収容者が一緒に拷問を加える。「打手」が頑強な被収容者に誓約書を書かせる役割を与えられていることもある。労働教養所の警官や看守による再教育やその他の目標を達成するため、一般の被収容者は殴打等の拷問、虐待を用いることを許され、多くの場合訓練も受けている。特に反抗的な陳情者に誓約書に署名させたり、反抗的な法輪功修練者を転向させることができた被収容者は、自身の収容期間の短縮、食事やベッドの改善、家族との面会機会を増やすなどの特典が与えられることもしばしばである。これとは対照的に、与えられた仕事をしくじった場合は、それらの特典は取り上げられたり、収容期間の延長などの処罰を受けたりする。当局側が、あからさまなアメとムチ、鼓舞と脅しを巧みに使いわけることで、被収容者の他の被収容者に対する暴力が蔓延するようになった。

遼寧省瀋陽から来た趙淑花（Zhao Shuhua）は、文化大革命のために小学4年生の時に学業を中断された。法輪功への弾圧が始まる前は、夫と瀋陽の自宅近くのストリートマーケットで小さな屋台を営んでいた。「1999年に始まった法輪功への弾圧の後、ほどなくして法輪功について『真実を話す』べく、16歳の娘と一緒に北京へ来て拘束された。その日以来、数日を除いて娘と一緒に暮らすことはなかった」と話している⁵¹。

2年間、趙は拘禁施設の出入りを繰り返し、拘留所や「洗脳センター」、3カ所の労働教養所など計11カ所に収容されたが、一貫して転向や誓約書への署名を拒否していた。

2000年9月から2001年10月までの間は、馬三家労働教養所に収容された。彼女は、彼女に誓約書を書かせることを担当した打手らが彼女をどう扱ったかを次のように語った。

「6人の打手の頭目が私をトイレに連れ込んだ。彼女たちは警棒で私の顔の形が変わるまで、顔と頭のあらゆるところを殴打した。すると『痕跡を残さずに殴打する方法をわかっていないな』と、警官が怒鳴った。そして警官は、どうすれば痕跡を残さずに殴打できるかを彼女たちに教えた。あるときは、2人の打手が私のズボンを下に引っ張り、足を開かせた。爪切はさみを使って、皮膚が残らなくなるまで私の腿の内側を切りつけた。傷口は臭く、感染して、すっかり膿んだ。ズボンは膿でこびり付いた。恐ろしく臭った。何時間もしゃがまされた。トイレに行きたくても、ズボンが膿でこびり付き、立ち上がれなかった。痛みがひどかった。脚が治る前に、再び脚を切り刻むぞ、と脅された。何人かは、私の上に腰を下ろした。強制的にペンを持たせ、彼女たちが書いた誓約書にむりやり署名をさせようとした。私はまるで強かんされたような気分だった。それほどの苦痛だった。誓約書さえ得られれば、彼女たちの収容期間が短くなる。でないと、逆に収容期間が長くなるらしい」⁵²

次の日、無理やり書かされた誓約書の署名を拒絶したところ、第1大隊の大隊長である張繡榮は事務所で、再び趙を殴打するよう打手に命じた。打手は、傷が癒えていない腿の内側をプラスチック製靴の裏で打ち付けた。「頭目の前で、朝の8時から午後5時まで1日中、私を殴打した。彼女たちも疲れはてた様子だった」

政治囚も、他の被収容者の懲戒や「再教育」を手伝うよう、労働教養所当局から強要される。アムネスティのインタビューに応じた多くの者によると、政治囚の再教育や転向を確認する最終手段の1つとして用いたのが、他の収容者の再教育または転向にむけた当局との協力の意思である。他の被収容者の行動の監視や、誓約書を書かせるための圧力などで、測ったのであった。個人的、政治的、宗教的な信念を持つ者、また同じような経歴の被収容者との連帯意識が強い者にとって、このようなことには大きな精神的苦痛が伴ったのであり、それに関わったことを認めたり、その中で果たした役割を明らかにしたりすることは極めて難しいことであると語った⁵³。

「転向」した法輪功修練者もまた、同僚を「転向」させるために収容所当局に広く利用されていると伝えられている。転向者は、法輪功を熟知し、その精神的、倫理的原則を駆使して反抗的な修練者を説得することができるため、その利用は特に効果的とみなされている。例えば、「法輪功の教義は、他人に親切に慈悲深くあれと学習者に呼び掛けている。だから、信念を改めることを頑なに拒否することは、利己的であり、求める徳行に反する」と説く。

例えば、馬三家労働教養所ではある時期、法輪功修練者の「転向」に、かなりの「転向」者を利用した。その作業には、身体的な拷問や虐待があったことも、聞き取り証言でわかっている⁵⁴。

圧力に屈して転向し、他の者の「転向」を強要したことを思い出す時、証言者たちは一様に、言い表しようがない恥辱と精神的苦痛の表情を浮かべた。そのような精神的屈辱を感じるがゆえに、このような企てに参加したことを認める者や、このような経験について詳細を語る者は、ごく少数である。

被収容者に役割を割り当てることは、労働教養所当局にとって多くの利点がある。強制労働所職員の仕事量の軽減、ある種の「分割支配」の表れとして被収容者を分断し異なった被収容者グループに隔たりを設けること、当局が直接、拷問や虐待などに手を染めないことによる責任逃れなどである。しかし、国際人権法や人権基準では、たとえば、拷問等禁止条約のように、拷問や虐待を命じた者や共謀した者などは、自ら拷問をしたものと同様に責任を問われることになっている。被収容者に他の被収容者への虐待行為を強いた官吏は、双方に対する拷問や虐待として責任を問われることになる。

精神的拷問としての、家族生活への脅迫

労働教養所当局は、「誓約書」の記入や「再教育」への協力を強いるために、しばしば、離婚させるという脅しや家族への報復をちらつかせたりする。このテクニックは、特に頑強な被収容者が弱ってきたときに、しばしば使われた。身体的拷問が効果的でないような場合にも、用いられた。労働教養所当局は、被収容者が「再教育」過程に協力することの強制を目的として、地方警察や公安、地域社会、職場、学校、大学などの多様なネットワークを利用して被収容者やその家族に対して圧力をかける。

激しい殴打を受ける厳しい日々後に、趙淑環 (Zhao Shuhuan) が語った。

「事務所で私が殴られている時、電話がなり、大隊長が受話器を取りに出た。戻ってくるなり、『裁判所がお前の夫の離婚申請を承認した。もし誓約書にサインしないと、別れるということだ』と。それでもやっぱり私は誓約書にサインをできないと言うと、部屋にいた警官全員が『(自分の信念のために) やさしい夫を手放すんだな。もういい。殴るのはおしまいだ』と笑った。彼らは私をトイレに戻した。トイレで私は考えた。『ここが私の新しい家。誓約書を書かない限り、ここを出られない』。便器の隣で食事をさせられ、睡眠を奪われ、風呂に入れず、洗濯も歯磨きもできない生活が、半月も続いた」⁵⁵

吉林省長春市の黒嘴子労働教養所にいたときに、夫に離婚されたことを告げられた馬春梅 (Ma Chunmei) は、次のように述懐している。「私にはいい家族がいた。夫は誇らしげに言っていた。『妻は法輪功を修練してから人間的にも良くなった。彼女の収容期間が 10 年でも待つよ』と。だけど、驚いたことに中国共産党から脅迫と強要を受けて、私が信条を捨てないと離婚するのだという。私はひどく落ち込んで、その後どうやって房に戻ったのか覚えていない」⁵⁶

誓約書を書かなければ、往々にして家族や弁護士との面会ができず、長い間外部と遮断された。ある「頑な」だった法輪功修練者によると、家族との面会を許すのは、家族が自分たちを説得して「転向」を受け入れさせるためだけに限られるという。

馬三家労働教養所に 2 度投獄された章偉迪 (Zhang Weidi) は、その体験を次のように語った。

「馬三家から最初に釈放される前、長い間ハンストをしていて、死にかけていた。面会を求めてやって来た親は、えらく心配していた。というのも、馬三家では大勢が絶食で亡くなったと聞いていたか

ら。同じように私も死ぬのではないかと。でも労働教養所の役人は、面会を認めなかった。その時、父は 80 歳。その父に面会を許さなかった。私が『転向』を拒み、ハンストをしていたからだ。父の心配は尋常じゃなかった。その父は、釈放される前に逝ってしまった」⁵⁷

章は、別の女性のことも話してくれた。拘禁中に、夫と幼い子どもはガスによる窒息事故で死亡していた。

「あの人の収容期間が終わりに近づいていたとき、夫と娘が亡くなった。出身地の当局者が面会して、そのことを伝えた。そして、『もし家に帰って亡くなった夫と子どもの死に顔を見たいなら、「転向」しろ』と言った。だけど拒否した。だから 2 人に会えなかった。あの人は毎日泣いていた」

章の証言にあるような処罰や処遇は、拷問等禁止条約が定める精神的拷問に当たる。このような手段は絶対的に禁止されており、条約に加盟する中国もこの義務を負う。

「再教育」への協力を拒む者もまた、その家族に恐ろしい結果が待つと告げられる。「ひどい配偶者、ひどい母、ひどい父、ひどい子だ」と執拗に繰り返し言われ、特に老父母を持つ者には宥赦がなかった。たくさんの女性が、自分が協力を拒んだ罰として、配偶者がいかにして職場を失い、その他家族が別の形で処罰を受けたか、アムネスティに語った。女性被収容者の多くの配偶者が、離婚を強いられ職を失うが、その多くは女性たちが拘禁中に起こる。伝統的に家族における女性の役割が大きいことを利用した、当局のこの心理的手法が女性たちに与えた影響は計り知れない⁵⁸。

黒龍江省牡丹江市の法輪功修練者、于真洁 (Yu Zhenjie) は、当局が彼女には離婚で、夫には解雇で、圧力をかけたことを語った。

「国選弁護士から『夫をとるか法輪功をとるか、どっちだ?』と迫られた。両方だ、と答えると、『もし法輪功をとるなら、夫は解雇される』と言われた⁵⁹。夫は弁護士に、『妻はとてもいい人間で、自分は妻をとっても愛している』と語った。夫の職場は何度か、私との面会に出向くことを許した。しかしそれは「転向」を勧めるためだ。それだけが唯一の理由だった。夫は『君は本当に可愛い、純粋で善良。だけど、もしお前が「再教育」を受けなければ自分は仕事を失う』と言った。そして夫は担当の仕事からはずされ、最低レベルの仕事が与えられた。釈放され時には離婚が成立していた。弟は 15 年の刑を言い渡された。娘は法輪功を止めることを拒否したため大学を退学させられ、労働教養所送りになった。私は職を失った」⁶⁰

強制栄養と強制薬物注射

国際人権法と人権基準に加え、国際的に受け入れられている医療倫理のもとでは、医療専門家が拷問などの虐待にかかわることは厳しく禁じられている。1975 年に世界医師会で採択された東京宣言は、「医師は拷問などの虐待を容認したり虐待に賛同もしくは関与してはならない」としている。同宣言は 2005 年と 2006 年に修正され、医師が医療情報の秘密を厳守し「取り調べが合法であろうと違法であろうと尋問を円滑にするために医師の専門的知識技能、もしくは対象者の医学的個人情報を使用しないこと、そして使用されぬよう最大の努力を払うこと」を義務付けた⁶¹。

国連総会で 1982 年に採択された国連「拷問およびその他の残虐、非人道的、もしくは人間としての尊厳を傷つける取り扱い、または刑罰から被収容者および被抑留者を保護するための、保健要員特に医

師の役割に関する医療倫理の原則（医療倫理原則）」は次のように述べている。「医療従事者、特に医師が積極的にまたは消極的にでも拷問等残虐、非人道的または人間としての尊厳を傷つける取り扱いや処罰等を試みたり、扇動したり、共謀したりするなどして関与することは医療倫理に反するだけでなく国際法上、犯罪である」。⁶²

医師および他の医療従事者が自分の知識や技術を用いて囚人や被収容者に身体的または精神的に悪影響を及ぼすような取り調べに加担したり、そのような悪影響を及ぼす取り扱いや処罰が受けられるような健康診断を下すことは、上述の医療倫理原則のもとでの医療倫理に反する。

アムネスティが得た証言によると、労働教養所の警官、役人、付属の病院や医療施設の医師が、得体の知れない薬物を時には点滴で強制的に注射するなど、被収容者の健康に悪影響を与える行為に加わっていたという。これらの警察や医療従事者が、ある時は無益な、そしてある時は被収容者に意図的に苦痛を与える行為に関与したケースもあるという。

労働教養所に拘禁されている政治囚、特に陳情者や法輪功修練者の間では抗議の手段としてハンストをよく行う。ハンストは、極度の痛みを伴い、命をも落としかねない拷問などの虐待につながる。それが、虐待的強制栄養だ。ハンストをする被収容者はぶ厚いプラスチックのチューブを鼻から押し込まれる形で強制的に栄養を投与される。強制投与を行うのは、往々にして医療従事者ではなく労働教養所の警官や看守、さらに他の被収容者であったりもする。元被収容者たちの証言によると、強制栄養のチューブはぶ厚く、表面が粗く、さらにわざとひどく手荒に鼻にさしこまれるため、極度の痛みを伴う。時には鼻にさしこんだチューブを繰り返し手荒く出し入れされ、極度の痛みとひどい出血が伴う。

ハンスト中の被収容者は、しばしば点滴を受けさせられ得体の知れない薬物を強制注射されたとも語った。薬物は食べ物や飲み物にもひそかに混入され、それがひどい苦痛をひきおこし、長期にわたる健康被害を被る場合もあると考える被収容者もいる。

労働教養所での死

アムネスティは、拷問を受けて労働教養所内で死亡した被収容者や、釈放されて間もなく死亡した被収容者に関する情報を入手している。また、聞き取りをした多くの元被収容者は、労働教養所では死にかけたと思うと語った。当局が「死が近い」と判断したために釈放された人もいる。警官や看守から、「月や年単位で死亡させていい人数が割り当てられている」と時には拷問中に言われ、言うことをきかなければ自分がその割当に入る可能性をほのめかされたと、多くの法輪功修練者が語った⁶³。労働教養所は、被収容者の死亡を自殺、病気、または事故によるもの、と説明することもあった。

集めた証言によると、死亡原因で最も多いのはハンスト中の強制栄養から生じる合併症である。チューブを差し込む警官や被収容者は医療訓練を受けておらず、わざと手荒く差し込むことも多い。また、チューブの先で肺に穴があき窒息死に至ることも多々ある⁶⁴。

国外の法輪功ウェブサイト、法輪大法情報ネットには、中国での法輪功修練者の迫害に関する情報が寄せられているが、同サイトは1999年から現在までに3700人の修練者が拘禁中に死亡したと伝えている。そのうち700人以上が労働教養所内、または釈放されて間もなく収容中の虐待が原因で死亡したと言われている⁶⁵。

しかしこれは、拘禁中に死亡した実数に比べごくわずかだと見られる。多くの家族が死亡の賠償も求めず、海外の機関に組織的に情報を流すことをしないため、実際にはこの数は、労働教養所での死亡者合計のごく一部でしかない。アムネスティが聞き取りした家族は、警官や公安局から身内の死について公に話したり補償や捜査を求めたりしないよう、どのように脅され警告されているのかを、語った。警告を無視して口外すると、報復として嫌がらせを受けたり拘束されたりする。家族自身が労働教養所に送られるなどの恣意的拘束を受ける場合もあるという⁶⁶。

秦月明 (Qin Yueming) は 2011 年 2 月、佳木斯監獄内で死亡した。家族が刑務所で彼の遺体と対面した時、体中あざだらけで鼻からは血が出ていた。拷問の果てに死亡したと思われた。妻の王秀青 (Wang Xiuqing) と娘の秦海龍 (Qin Hailong) は、秦の死に対する賠償を求める手続きをしていたところ、同年 11 月に 2 人とも労働教養 18 カ月を科された⁶⁷。

江錫清 (Jiang Xiqing) は 2008 年 5 月 14 日に拘束され、法輪功修練を理由として労働教養 1 年を科され、重慶市の西山坪労働教養所に送られた。2009 年 1 月 28 日、労働教養所から家族に、心臓発作で死んだという連絡があった。そして家族の同意なしに火葬されてしまった。家族が江の死亡に関して賠償を求めるために雇った 2 人の弁護士、張凱 (Zhang Kai) と李春富 (Li Chunfu) は、同年 5 月 13 日に江の家で事件について話し合っている最中に地元の警官に殴打された。その後警察に連行され拷問を受け、このケースから手を引き法輪功関係事案の弁護をするな、と脅された⁶⁸。法医学検査では、江は肋骨が 3 本折れ、胸部に出血とあざがあったと報告されており、拷問を受けたことが示唆される⁶⁹。

聞き取りをした法輪功修練者や他の被収容者の多くが、拘禁中や釈放後間もなく死亡した法輪功修練者を何人か個人的に知っていると言った。その多くは労働教養所の被収容者だった。さらに、多くの元被収容者が、他の法輪功修練者が、拷問の後などに突然姿を消して戻って来なかったという。

前述した張連英は、2006 年から 2011 年の間に 3 カ所の労働教養所で 6 年以上過ごした。張の証言によると、拷問などの虐待で拘禁中や釈放間もなく死亡した知り合いの法輪功修練者が 21 人おり、その中で少なくとも 6 人は所内で亡くなったそうである。この中には隣人もいれば労働教養所で共に入っていた人もいる。収容中に拷問を受けて死亡した人もいるし、収容所からいなくなり、後にその家族から死亡を確認した人もいる⁷⁰。

●注●

1 Bo Xilai's "strike black" anti-crime campaign was subsequently widely criticized both within and outside of China for violating the rights of targets. See Sharon Lafraniere and Jonathan Ansfield, "Crime crackdown adds to scandal surrounding former Chinese official", New York Times, 26 March 2012.

2 "Peng Hong gets two years re-education through labour for posting "strike black" image," Southern personality magazine (Nanfang renwu zhoukan), 11 September 2011, <http://www.infzm.com/content/80642>, accessed 2 October 2013.

3 "Ren Jianyu: Re-education through labour not a lesson, but an experience", The Beijing News, XinJingbao, 21 November 2012, http://life.hf365.com/system/2012/11/21/012751779_01.shtml, accessed 19 November 2013.

4 Lin Xi, "Ren's release doesn't clear up freedom of speech issues," Global Times, 22 November 2012, <http://www.globaltimes.cn/content/745836.shtml>, accessed 29 November 2013.

5 In the 2000 report to the Commission on Human Rights, the UN Special Rapporteur on Religious Intolerance Abdelfattah Amor stated in para. 26 that 35,000 Falun Gong practitioners had allegedly been arrested by mid-June 2000, with 84 of them being sent to prison and 5000 being sent to RTL camps. Report submitted by Mr. Abdelfattah Amor, Special Rapporteur, in accordance with Commission on Human Rights resolution 2000/33. E/CN.4/2001/63, 13 February 2001. In 2001 the Hong Kong-based Information Center for Human Rights and Democracy estimated that ten thousand Falun Gong practitioners had been sent to RTL camps, see "Nearly 500 Falungong Were Held at Just One Labour Camp: China, Agence France Presse, 18 January 2001.

6 This estimate is based on interviews Amnesty International conducted from 2007 to the present with over 60 Falun Gong practitioners held in RTL camps and other forms of detention combined with information from other NGO and academic reports.

7 Top directives have been issued by the State Council, the Ministry of Public Security, the Ministry of Civil Affairs, the Ministry of Personnel, the People's Supreme Court, the National People's Congress, with corresponding documents being issued at lower level Party and government units. See Amnesty International, People's Republic of China: The Crackdown on Falun Gong and other so-called "heretical organizations, (23 March 2000, Index: ASA 17/11/00), pp. 17-22.

8 The name reportedly refers to the date on which the organization was reportedly established – 10 June 1999.

9 Congressional Executive Committee on China (CECC), "Communist Party Calls for Increased Efforts to "Transform" Falun Gong Practitioners as Part of Three-Year Campaign", 22 March 2011, <http://www.cecc.gov/publications/commission-analysis/communist-party-calls-for-increased-efforts-to-transform-falun-gong>, accessed 3 December 2013 (CECC, "Communist Party Calls for Increased Efforts to "Transform" Falun Gong Practitioners as Part of Three-Year Campaign"). See also 'Chinese Communist Party Laodian Committee's Notice on printing and disseminating "Laodian Township 2010-2013 work plan to educate, transform, and conquer key targets to solidify the overall battle.' " A screenshot of the original website is available at <https://media.faluninfo.net/media/doc/2010/10/laodian-screen-1.jpg>, accessed 16 September 2013.

10 See "Hongxia Township 2010-2013 Transformation-Through-Reeducation Assault and Consolidation Overall Battle Work Plan", issued by the Tianwen Town People's Government, Weng'an County, Qiannan Buyi & Miao Autonomous Prefecture, Guizhou province; reprinted on Weng'an County People's Government Web site, referenced in CECC, "Communist Party Calls for Increased Efforts to "Transform" Falun Gong Practitioners as Part of Three-Year Campaign".

11 Amnesty International interview, 20 April 2012.

12 "A young wife relays her and her husband's difficult journey amidst persecution", FalunInfo, 6 June 2011, <http://faluninfo.net/article/1176/A-young-wife-relays-her-and-her-husbands-difficult-journey-amidst-persecution/>, accessed 3 December 2013.

13 Amnesty International interview, 22 November 2011.

14 Amnesty International interview, 20 April 2012.

- 15 "A young couple's journey: Zhou Xiangyang's fiancée appeals seven years for his release", Clearwisdom.net, 26 June 2011, <http://clearwisdom.net/html/articles/2011/6/26/126261.html>, accessed 28 November 2013.
- 16 Amnesty International, "Falun Gong woman risks extended term in RTL," (13 December 2012, Index: ASA 17/056/2012).
- 17 Amnesty International interviews, November 2013.
- 18 Article 41 of the Constitution provides that citizens have the right "to criticize and make suggestions" to the government. Constitution of the People's Republic of China, adopted 4 December 1982: <http://www.china.org.cn/english/features/89012.htm>, accessed 29 October 2013.
- 19 Chinese Human Rights Defenders, "Silencing Complaints: Human Rights Abuses Against Petitioners in China"; Human Rights Watch, "An Alleyway in Hell': China's Abusive "Black Jails", 2009, p. 8. Li, Huizi and Zhou, Erjie, "China's public complaint department busiest office in Beijing", China View, 2 September 2007, http://news.xinhuanet.com/english/2007-09/02/content_6647961.htm, accessed 29 October 2013.
- 20 Yu Jianrong, "The 'Petitioners' Dilemma' and the Way Out," Xinhua Monthly, 9 April 2009. <http://www.xzbu.com/1/view-187563.htm>, accessed 2 October 2013.
- 21 Chinese Human Rights Defenders, "Silencing Complaints: Human Rights Abuses Against Petitioners in China," pp. 27-28.
- 22 An article on the Shenzhen Public Security Bureau Web site outlines the range of behaviours and the punishments for these, see "Shenzhen: Engaging Multiple Times in Abnormal Petitioning or Being Subject to RTL", http://www.sz.gov.cn/cn/xxgk/bmdt/20091111_1226070.htm. For reference to this article and background on the issue, see CECC, "Shenzhen Authorities Issue Circular Outlining Punishments for "Abnormal Petitioning", 3 February 2010, <http://www.cecc.gov/publications/commission-analysis/shenzhen-authorities-issue-circular-outlining-punishments-for>, accessed 3 December 2013.
- 23 Yao Wenhui, "Eradicating Local Officials' Infatuation with Petitioning Rankings," Kunming Evening News, 23 May 2013, cited in Dui Hua Foundation, "Hefei Petitioning Rankings Continue Despite Central Stoppage", Duihua Human Rights Journal, 12 June 2013, <http://www.duihuahrjournal.org/2013/06/hefei-petitioning-rankings-continue.html>, accessed 28 November 2013.
- 24 See for instance ICCPR, Article 8(3)(c)(i).
- 25 "Brief Introduction to the Work of China's Re-education through Labour System", Ministry of Justice website, 16 May 2007, http://www.moj.gov.cn/djyglj/content/2011-07/07/content_2785241.htm?node=258, accessed on 28 November 2013.
- 26 Danny Vincent, "China used prisoners in lucrative internet gaming work", The Guardian, 25 May 2011, <http://www.theguardian.com/world/2011/may/25/china-prisoners-internet-gaming-scam>, accessed 29 November 2013.
- 27 Fu Hualing, 'Punishing for Profit: Profitability and Rehabilitation in a Laojiao Institution' in Diamant et al. (eds.), Engaging the Law in China: State, Society and Possibilities for Justice (Stanford University Press, 2005), p.119. Prof. Fu Hualing explains that the RTL system operates under a 'multiple contracting' system, where relevant government bureau would negotiate and sign a contract with the RTL institution, and the institution will then subcontract with their brigades, and the latter to its sub-units, specifying, among other terms, production quotas and profit dividends.
- 28 Amnesty International interview, 6 April 2012.

- 29 Amnesty International interview, 6 April 2013.
- 30 Nigel S Rodley (with Matt Pollard), *The Treatment of Prisoners under International Law*, Oxford: Oxford University Press, 2009, p. 81.
- 31 Amnesty International interviews, 2007 to 2013.
- 32 Amnesty International interviews, 2007 to 2013.
- 33 Amnesty International interviews, 2011 to 2013.
- 34 Amnesty International interviews, 2011 to 2013.
- 35 Frank Langfitt, "Inmates speak out about labor camps as China considers reforms", 22 February 2013, National Public Radio, audio available at <http://www.npr.org/2013/02/22/172322275/ex-inmates-speak-out-about-labor-camps-as-china-considers-reforms>, accessed 29 November 2103.
- 36 Du Bin, "Above the Ghosts' Heads: The Women of Masanjia Labor Camp".
- 37 Du Bin, "Above the Ghosts' Heads: The Women of Masanjia Labor Camp".
- 38 Detainees were supposed to sign the performance assessment of the brigade leaders on a monthly basis. If the detainees did not sign the brigade leaders' assessment, the latter would reportedly not receive their bonuses.
- 39 Amnesty International interview, 11 April 2012.
- 40 Amnesty International interview, 11 April 2012.
- 41 Amnesty International interview, 11 April 2012.
- 42 Zhang Lianying, Statement prepared for the Hearing on China's Human Rights in the European Parliament, 26 November 2007. Reprinted on Clearwisdom website, 22 February 2008, <http://en.minghui.org/html/articles/2008/2/22/94686.html>, accessed 29 November 2013 (Zhang Lianying, Statement prepared for the Hearing on China's Human Rights).
- 43 Zhang Lianying, Statement prepared for the Hearing on China's Human Rights.
- 44 Zhang Lianying, Statement prepared for the Hearing on China's Human Rights.
- 45 Amnesty International interview, April 2012.
- 46 Amnesty International interview, August 2011.
- 47 Amnesty International interviews, April 2012 and July 2013.
- 48 Amnesty International interviews, 2007 to 2013.
- 49 Amnesty International interviews, 2011 to 2013.
- 50 Amnesty International interviews, 13 and 18 November 2013.
- 51 Amnesty International interview, 12 April 2012.
- 52 Amnesty International interview, 12 April 2012.
- 53 Amnesty International interviews, 2011 to 2013.

- 54 Amnesty International interviews, 2011 to 2013.
- 55 Amnesty International interview, 12 April 2012.
- 56 Ma Chunmei, "My Persecution Experience by the Chinese Communist Party", written account available with Amnesty International.
- 57 Amnesty International interview, 2 May 2013.
- 58 Amnesty International interviews, 2007 to 2013.
- 59 Amnesty International interview, 10 April 2012.
- 60 Amnesty International interview, 10 April 2012.
- 61 World Medical Association, Declaration of Tokyo, Adopted by the 29th World Medical Assembly, Tokyo, Japan, October 1975 and editorially revised by the 170th WMA Council Session, Divonne-les-Bains, France, May 2005 and the 173rd WMA Council Session, Divonne-les-Bains, France, May 2006, <http://www.wma.net/en/30publications/10policies/c18/index.html>, accessed 1 December 2013.
- 62 UN Principles of Medical Ethics, UN Doc. A/RES/37/194, Principle 1, 18 December 1982, <http://www.un.org/documents/ga/res/37/a37r194.htm>, accessed 3 December 2013.
- 63 Amnesty International interviews, 2011 to 2013.
- 64 Amnesty International interviews, 2007 to 2013.
- 65 "Individual cases of Falun Gong Deaths", FalunInfo, <http://www.faluninfo.net/topic/165/all/>, accessed 6 November 2013.
- 66 Amnesty International interviews, 2011 to 2013.
- 67 Amnesty International interview, May 2012. See also Amnesty International, Further information on Urgent Action: 208/12 "Falun Gong Practitioners Tortured", (22 August 2012, Index: ASA 17/031/2012).
- 68 Human Rights in China, "Beijing lawyers beaten for representing Falun Gong case", 13 May 2009, <http://www.hrichina.org/content/296>, accessed 29 November 2013.
- 69 The Human Rights Law Foundation, The Falun Dafa Information Center, and The Institute on Religion and Democracy, "United Nations Human Rights Council Universal Periodic Review China Submission", Joint Submission, 4 March 2013, p.9.
- 70 Amnesty International interviews, 2007 to 2013.

"Changing the soup but not the medicine?"

Abolishing re-education through labour in China

ASA 17/042/2013

Date Published: December 2013

**AMNESTY
INTERNATIONAL**



公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778
www.amnesty.or.jp